

○ 全旅連関東甲信越ブロック会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全旅連関東甲信越ブロック会（以下「ブロック会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 ブロック会は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下「全旅連」という。）規約第8条の関東甲信越ブロックとして、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月3日法律第164号）（以下「法」という。）に規定される茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の旅館生活衛生同業組合（以下「組合」という。）で組織する。

(目 的)

第3条 ブロック会は、法第1条、前条の組合がその定款等に掲げる目的及び全旅連定款第1条に掲げる目的の達成に資することを目的とする。

(事務所)

第4条 ブロック会の事務所を、第16条に定める会長が理事長である組合の事務所に置く。

第2章 事 業

(事業)

第5条 ブロック会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 全旅連規約第10条に掲げられる事業
- (2) その他必要とする事業

(事業年度)

第6条 ブロック会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第3章 会 員

(会員)

第7条 ブロック会の会員は、第2条の組合とする。

- 2 新たに成立した組合についても同様とする。
- 3 会員たる組合は、当該組合の解散によって会員の資格を喪失し、ブロック会から離脱する。

(議決権)

第8条 会員は、会議において平等の議決権を有する。

2 議決権の行使は、各県組合を代表する理事長、又は理事長が指名する者をもって行う。

3 会員は、あらかじめ書面により会長に届け出ることにより、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

第4章 会 議

(会議)

第9条 ブロック会の会議は、ブロック会議及び事務局会議とする。

(ブロック会議)

第10条 ブロック会議は会長が招集し、年1回以上開催する。

2 会長は、必要と認めるときは、ブロック会議を招集することができる。

3 会員は、必要と認めるときは、会長にブロック会議の招集を要請できる。

4 会長は議長として会議を総理する。

(ブロック会議の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、ブロック会議の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画及び予算の決定及び重要な変更

(3) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 会員に対する費用の賦課

(5) 会長及び監事の選任

(6) 解散

(7) その他ブロック会議で必要とされた事項

(ブロック会議の開催)

第12条 ブロック会議の招集は会日の概ね7日前までに、会議の目的たる事項・日時・場所等を明示した書面を各県の組合に送付して行うものとする。

2 前項の送付は、あらかじめ登録された組合を代表する電子郵便の住所への電磁的記録の送信をもって代えることができる。

3 会議は、電子会議システムにより隔地開催することを妨げない。この場合、第1項の場所は、使用するシステムに参加する記号番号等をもって代える。

4 前項の場合、通信の開通をもって出席とし、議決権の行使は、使用するシステムにおける議長の指示による表示等をもってするものとする。

5 ブロック会議の議長は会長が務める。

(ブロック会議の議決)

第13条 ブロック会議は、会員の半数以上の出席をもって成立する。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する会員は出席したものとみなす。

2 ブロック会議の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。ただし第 11 条第 1 号及び第 6 号については、出席者の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

（ブロック会議の記録）

第 14 条 ブロック会議の議事は、事務局においてその要旨を記録し、事務局及び各県組合の事務所に備え置く。

（事務局会議）

第 15 条 事務局会議は、各県組合の事務局長及び事務局職員をもって行う。

2 会長は、必要に応じて事務局会議を招集することができる。

3 事務局会議は、ブロック会の運営について必要な事項について協議する。

第 5 章 役員及び事務局

（役員）

第 16 条 ブロック会に次の役員を置く。

（1）会長 1 人

（2）監事 2 人

2 会長は、会長を代理する者を、各県組合の理事長から代理する順位をつけて複数指名することができる。

（役員の任期）

第 17 条 役員の任期は 2 年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、なお従前の職務を行うものとする。

（役員の選任）

第 18 条 会長及び監事は、ブロック会議において各県組合の理事長の互選により決定する。

（役員の職務）

第 19 条 会長は会務を総理し、ブロック会を代表する。

2 監事は、ブロック会の業務及び会計を監査する。

3 監事は、必要に応じて業務及び会計に関する調査をし、会長に報告を求め、ブロック会の運営について意見することができる。

4 会長からその職務を代理する者に指名された者は、会長又は会長を代理する者に事故あるときは、指名された順により、その職務を代理する。

（事務局等）

第 20 条 会長が選出された県の組合の事務局の職員のうち会長が指名する職員を、ブロック会事務局の職員とする。

- 2 前項のほか、事務局に職員を置くことができる。
- 3 事務局を置く組合に事務交付金を交付することとし、第2項の職員の給与等とともに、毎年度の予算においてこれを定める。
- 4 会長選出組合以外の組合は、当該組合の事務局の職員をもって、その事務を執行させる。

第6章 会 計

(決算の調製と監査)

- 第21条 会長は、事業年度終了後遅滞なく決算を調製し、これを報告するブロック会議の概ね1週間前までに事業報告及び収支決算書を監事に提示し、監査を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の書類に監事の意見を添えてブロック会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(経費の支弁)

- 第22条 ブロック会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第23条 会長は、ブロック会議の決議に基づき会員から会費を徴収し、会員は、会長が指定する方法により会費を納入しなければならない。
- 2 会長は、特別に資金を必要とする場合には、会員から特別会費を徴収するものとし、その額及び徴収方法はブロック会議の議決により定める。

第7章 そ の 他

(雑則)

- 第24条 会長は、会計諸帳簿類、ブロック会議の記録を事務所に、事業年度の翌年度から5年間備え置く。
- 2 会員は、必要とするときには、前項の書類を閲覧又は謄写することができる。
 - 3 ブロック会の運営に係る会員への通知等は、特に書面での交付が必要なものを除き、第12条第2項による送信をもって有効とする。
 - 4 この規約に定めのない事項で、重要な事項については、ブロック会議で協議してこれを定める。
 - 5 前項のほか、ブロック会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、ブロック会議で議決された日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度において、この規約の施行前に旧規約の規程に基づきブロック会議で議決された事項は、この規約により議決されたものとみなす。